

岐阜市パブリックコメント手続実施要綱

平成16年11月26日決裁

平成22年 4月16日改正

平成25年 4月 1日改正

平成27年 2月26日改正

平成27年10月23日改正

平成29年 2月 7日改正

令和 3年 3月30日改正

令和 3年 4月16日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市住民自治基本条例（平成19年岐阜市条例第11号）第12条の規定に基づき、市が基本的な政策の情報を積極的に提供することにより、市民等に対する説明責任を果たすとともに、市民等が意見を提出する機会を保障することにより、市の意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図り、協働のまちづくりの推進に資するために実施するパブリックコメント手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見を参考にして意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項を実施する場合は、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 次に掲げる計画及び指針の策定及び改定
 - ア 市の基本的な施策に関する計画及び指針
 - イ 全ての市民を対象とする大規模な公の施設の建設及び地域の開発に係る基本的な計画
 - (2) 次に掲げる条例の制定及び改廃
 - ア 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
 - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 金銭の賦課徴収に関するもの
 - (2) 迅速又は緊急を要するもの
 - (3) 内容が軽微なもの
 - (4) 法令等の規定に基づき広く市民等の意見聴取を行うもの

(政策の案等の公表)

- 第4条 実施機関は、前条の規定により実施するパブリックコメント手続においては、実施機関が最終的な意思決定を行う前に、相当の期間を設けて政策の案又はその概要（以下「政策の案等」という。）を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策の案等を公表するときは、次に掲げる事項及び資料を併せて公表するものとする。
- (1) 政策の案等を作成した趣旨及び目的
 - (2) 政策の案等を作成した際の実施機関の考え方
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項及び資料

(公表方法)

- 第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 市ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関の担当窓口、情報公開室、コミュニティセンター及び市民活動交流センターにおける閲覧及び配布
 - (3) 関係する諸団体等への配布（実施機関が必要と認める場合に限る。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、その旨を市広報紙及び市公式のソーシャルメディアに掲載し、広く市民等に周知するものとする。

(意見の提出期間及び提出方法)

第6条 意見の提出期間は、政策の案等を公表した日から概ね30日とする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 市ホームページの意見提出フォーム
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見の提出をしようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称）を明らかにするものとする。

（意見の取扱い及び公表）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を参考にし、政策についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前条の規定により提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方並びに政策に係る意思決定の内容（以下「パブリックコメント手続の結果」という。）を公表するものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定によるパブリックコメント手続の結果の公表の方法について準用する。

（一覧表の作成）

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況の一覧表を作成し、ホームページ上に掲載するとともに、情報公開室において市民等の閲覧に供するものとする。

（パブリックコメント手続実施責任者）

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続を適正に実施するため、パブリックコメント実施責任者を置くものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成17年4月1日以降に意思決定を行う事項について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。